

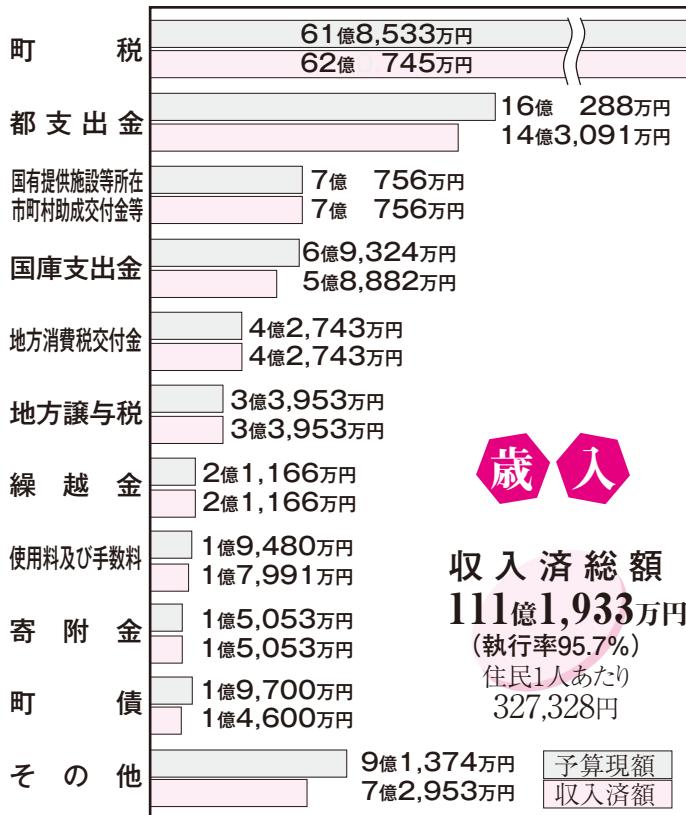
平成18年度 予算の執行状況

(平成19年3月31日現在)

一般会計

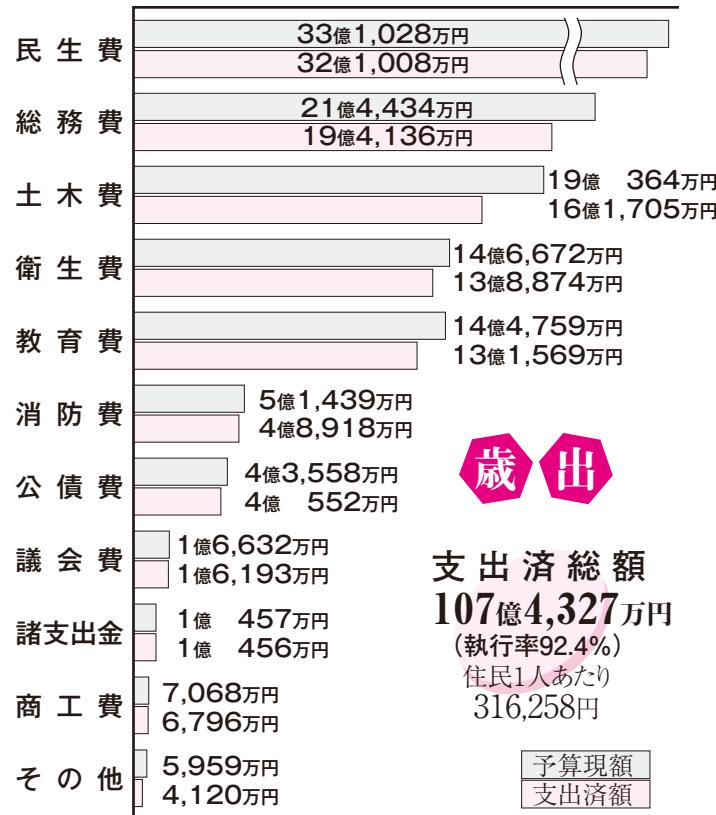
116億2,370万円

一般会計は、当初予算117億5,220万円でスタートしました。
これに5回の予算補正を行い、現在の予算現額となっております。



歳 入

収 入 濟 総 額
111億1,933万円
(執行率95.7%)
住民1人あたり
327,328円



歳 出

支 出 濟 総 額
107億4,327万円
(執行率92.4%)
住民1人あたり
316,258円

予算現額
支出済額

特別会計

▶進む駅西土地区画整理事業



特別会計	予算現額	収入済額(執行率%)	支出済額(執行率%)
国民健康保険	33億3,310万円	31億7,008万円 (95.1)	30億1,031万円 (90.3)
駅西土地区画整理事業	7億6,840万円	6億7,677万円 (88.1)	4億 881万円 (53.2)
下水道事業	11億3,713万円	9億1,035万円 (80.1)	8億8,325万円 (77.7)
老人保健医療	15億9,274万円	15億3,389万円 (96.3)	14億1,509万円 (88.8)
介護保険	13億1,334万円	12億9,416万円 (98.5)	11億4,413万円 (87.1)
殿ヶ谷財産区	539万円	219万円 (40.6)	30万円 (5.6)
石畑財産区	8,285万円	1,331万円 (16.1)	312万円 (3.8)
箱根ヶ崎財産区	741万円	477万円 (64.4)	56万円 (7.6)
長岡財産区	86万円	53万円 (61.6)	4万円 (4.7)
特別会計合計	82億4,122万円	76億 605万円 (92.3)	68億6,561万円 (83.3)

町債の状況

- ◆一般会計事業債···51億9,660万円
- ◆下水道事業債···34億8,773万円
- ◆駅西土地区画整理事業債···4億8,100万円
- ◆介護保険事業債···1,075万円

町の財産

- ◆土地···46万 123m²
- ◆建物···8万4,032m²
- ◆基金総額···90億7,491万円

行政改革 成果の お知らせ

平成18年度に取り組んだ
主な内容

平成17年10月に「瑞穂町第3次行政改革大綱」を策定し、その実現のため、「住民とともに進めるまちづくり」「行政評価システムの推進と機能的・効率的な組織づくり」「行政財政基盤の強化と時代変化に対応する行政運営」「行政改革の継続性の確保」という4つの基本理念を掲げ、全113項目からなる実施細目に基づき、行政改革を進めてきました。

その取り組みとしては、全113項目中、「一定の成果を得た項目」が56項目、「現在取り組み中だが目標を達成していない項目」が25項目あり、「達成できなかつたもしくは今年度から取り組みを開始する予定の項目」については実施計画に基づき、今後もさらなる行政改革を進めていきます。

また、平成18年度から22年度までの5カ年を実施期間としたこの実施細目は、平成20年度に見直しを図ります。

実施細目の全文は、町ホームページおよび情報公開コーナーでご覧になれます。



▶公共施設の防犯機能を高めるため設置したカメラ

平成18年度の行政改革の成果

平成18年度に取り組んだ 主な内容

平成18年度の行政改革の成果については、決算額が確定していないため見込みの数値ですが、約3900万円の恒久的な歳出削減が得られました。サービス向上に要した約1200万円の経費と合わせ、総額約2700万円の節減となりました。

削減した金額は今後、施設の改修や新たな行政課題に投資することとなります。

- ◆ホームページへのバナー広告掲載
- ◆町ホームページへ有料バナー広告を掲載し、約60万円の財源を確保しました。



▲町のホームページに掲載された広告

- ◆土地借上料の見直し
- ◆駐車場などの公共施設利用土地賃借料について減価交渉を行い、所有者のご理解ご協力により、約400万円の経費削減をすることができました。

- ◆業務見直し
- ◆車両運転業務を委託としたことで、約500万円の経費削減をすることができました。

- ◆その他の歳入確保
- ◆国や東京都の補助金を積極的に活用しました。これらは恒久的な財源確保でないため、今年度の削減額には反映はさせておりません。

なお、現時点での取り組み実績となつてはいるため、決算との相違が出る場合がありますのでご了承ください。

平成19年3月22日に行行政改革推進委員会が開催され、行政改革の取り組みについて、平成18年度の実績が報告されました。ここでは、その取り組みについてお知らせします。

指定管理者制度の活用

指定管理者制度の活用により、産業会館で指定管理者による運営を開始しました。また、町民会館等について委託内容の見直しを行い、サービスの向上と約500万円の経費削減をすることができました。

問合せ 企画財政課

☎ 557-7486

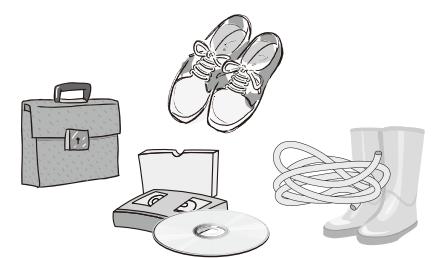
ごみ収集の分別が一部変わっています

問合せ 生活環境課 ☎ 557-7706

平成19年4月から、革製品・ゴム製品・くつ・資源にできないプラスチック（軟質）・記録媒体（ビデオ・CDなど）は「燃やせるごみ」になっています。

燃やせないごみの一部を燃やせるごみにすることで、埋め立てごみを減量し、燃やせないごみのプラスチック（硬質）をリサイクルプラザで抜き取り、資源化していきます。

また、スプレー缶やカセットボンベは「有害ゴミ（透明か半透明の袋）」となっています。「ごみ・資源物収集カレンダー」および「ごみの分別事典」をご確認の上、ごみを出してください。ご理解・ご協力をお願いします。



▲4月から燃やせるごみになりました。

◎粗大ごみ処分の申し込みはみずほリサイクルプラザへ

粗大ごみを処分する際（持ち込み、収集を希望のいずれも）は、みずほリサイクルプラザへ電話でお申し込みください。処理方法等詳しくは、各家庭に配布されている「ごみ・資源物収集カレンダー」をご覧ください。

なお、毎月第一日曜日には粗大ごみの持ち込み受け付けを行っていますので、ぜひご利用ください。

(23ページカレンダー参照)

問合せ 粗大ごみ専用電話 ☎ 557-7612

瑞穂町環境審議会委員募集

問合せ 生活環境課 ☎ 557-0544

町では、環境基本条例に基づき、環境審議会を設置します。町の環境保全行政に住民の皆様の意見を反映させ、力を合わせて町の良好な環境を守っていくために、委員を募集します。

身近な環境から地球規模の環境まで広く関心を持ち、環境保全活動に意欲的に取り組み、これから町の環境について関心のある方の応募をお待ちしています。

募集人員 3名以内

応募資格 次の条件を満たす方

- (1)町内在住の20歳以上の方
- (2)環境保全に意欲があり、環境問題や環境行政について関心のある方
- (3)平日に開催される会議（年3回程度）に出席可能な方

応募方法 住所、氏名、年齢、性別、職業、連絡先を明記の上、作文（800字以内、様式は問いません）を添えて郵送、FAX、Eメール、持参のいずれかの方法で提出してください。

作文テーマ 「瑞穂町の環境問題」について（例：公害対策、自然環境保全対策など考えていること）

提出先 〒190-1292 瑞穂町箱根ヶ崎2335番地 瑞穂町役場 生活環境課 ☎ 556-3401

Eメールアドレス kankyo@town.mizuho.tokyo.jp

応募期間 6月1日(金)～7月6日(金)

選考方法 書類選考で決定します。

委員の任期等 任期は委嘱の日から2年間です。環境審議会に出席した場合には、町が規定した委員報酬を支給します。

平成18年度西多摩衛生組合 ダイオキシン類測定結果

◆環境センター排ガス中のダイオキシン類測定結果 (単位:ng-TEQ/m³)

測定日	平成18年			平成19年		
	場所	6月16日	7月27日	8月21日	12月20日	1月19日
1号炉	—	0.028	—	—	0.031	—
2号炉	0.056	—	—	0.043	—	—
3号炉	—	—	0.019	—	—	0.030

※採取場所 各炉煙突排ガス採取口
※排ガス中ダイオキシン類法規制値…1ng-TEQ/m³
※公害防止協定規制値…0.5ng-TEQ/m³
[*単位の1ナノグラム(1ng)は、10億分の1グラムです]

問合せ 西多摩衛生組合管理課 ☎ 554-2409

国の基準で煙突から排出される排ガスは年1回の測定が義務付けられています。西多摩衛生組合では年2回測定し、大気汚染の発生を最小限にするよう努めています。

◆周辺環境大気ダイオキシン類測定結果 (単位:pg-TEQ/m³)

測定日	平成18年		平成19年	
	測定場所	8月21日～22日	2月2日～3日	
羽村市立第三中学校	0.032	0.018		
羽村市立松林小学校	0.051	0.024		
羽村市あさひ公園	0.036	0.025		
瑞穂町立第四小学校	0.039	0.027		
瑞穂町むさしの会館	0.040	0.030		

※平成19年むさしの会館の測定日時は、2月3日正午から2月4日正午まで
※環境基準値…0.6pg-TEQ/m³(ダイオキシン類対策特別措置法)
[*単位の1ピコグラム(1pg)は、1兆分の1グラムです]

瑞穂町内 大気環境調査の結果

測定場所 役場屋上

測定期間

- ▶夏季…平成18年8月17日(木)～23日(水)
- ▶冬季…平成19年2月1日(木)～7日(水)

問合せ 生活環境課 ☎ 557-0544

東京都環境ホルモン取組指針に基づき、有害物質に関して平成18年度に町が実施した調査結果をお知らせします。

	環境基準	夏 季	冬 季
二酸化硫黄	0.04ppm以下	<0.001～0.001ppm	<0.001～0.004ppm
二酸化窒素	0.06ppm以下	0.008～0.026ppm	0.015～0.040ppm
浮遊粒子状物質	0.10mg/m ³ 以下	0.017～0.035mg/m ³	0.012～0.041mg/m ³
一酸化炭素	10ppm以下	0.2～0.5ppm	0.3～0.8ppm
オキシダント	0.06ppm以下	0.007～0.038ppm	0.008～0.039ppm
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	0.026pg-TEQ/m ³	0.044pg-TEQ/m ³

※数値は測定期間中の1日の平均値の範囲 (凡例) < : 数値未満
ダイオキシン類は年平均値

地籍調査実施のお知らせ

平成19年度は次の地区の一筆地調査および地籍測量を予定しています。

- ・箱根ヶ崎の一部…一筆地調査および地籍測量
- ・長岡長谷部、長岡下師岡、長岡藤橋の一部…地籍測量

この事業は、正確な公図(地籍図)・地籍簿を作成するために行われるもので、土地所有者の権利関係を登記制度により保護するとともに、土地に関する基礎資料として活用されます。

問合せ 管財課 ☎ 557-7664

調査実施区域

